

# 4月1日スタート 窓口サービス向上・押印省略

## 200種類の申請書が押印不要に

市では市へ申請する申請書について、これまでより手続きを簡単に行きないか検討しました。その結果、四月一日から市への申請書の一部について、申請者が印鑑を押さなくても済むようになります。

### 印鑑を持ち歩く

#### 煩わしさから解放

#### 押印不要の申請書等は

次のとおりです

#### ■押印を廃止する申請書等

- 住民票等交付申請書
- 戸籍謄・抄本等交付申請書
- 年金等現況届証明申請書
- 保育園入園申請書
- 幼稚園入園願
- 大館市総合福祉センター使用許可申請書
- 体育館使用許可申請書
- スポーツ館使用許可申請書
- 公民館使用許可申請書
- 市民文化会館使用許可申請書

#### ■押印・自署・身分証明書の提示などで押印に代えることができるようになる申請書等

- 税証明交付申請書（所得証明、課税証明等）
- 固定資産課税台帳総覧申請書
- 軽自動車税原動機付自転車小型

特殊自動車標識交付・名義変更  
申告（申請）書  
など14種類

でも、全部ではありません

法令等の定めにより押印が義務付けられている書類（婚姻届・出生届・市県民税申告書など）や、金銭にかかる書類および本人の意志や責任の確認により慎重さが要求される書類（補助金交付申請書・市営住宅入居申込書など）については押印の省略が難しいため、今までどおり押印が必要です。また、今回押印が省略されることになった申請書でも代理人が申請する時は、同意書に本人の押印が必要となる場合もあります。詳しくは、それぞれの窓口でもご案内します。

これにより、「印鑑を持参しなかつたために手続きができない」というような窓口でのトラブルは、ずいぶん少くなるでしょう。市では、今後も窓口サービスの向上に努めることはもちろん、申請手続きの簡便化に向けて改善を重ねていきますので、皆さんのご理解をお願いします。

その結果、四月一日から、市の各窓口へ提出される申請書など二百種類（既に実施済みのものを含む）について押印を不要にします。

これを実施することにより、五年度総申請件数でみると、八〇%強の申請書等が押印不要ということになり、申請のために印鑑を持ち歩く煩わしさから解放されます。

## 特定行政庁設置

### —4月から市が建築確認業務—

大館市に4月1日から特定行政庁が設置されることに伴い、これまで北秋田土木事務所大館出張所が取り扱っていた大館市内の建築確認業務の一部を都市開発課が行います。また、住宅金融公庫融資の審査業務についても都市開発課が行います。

認業務を取り扱って、まちづくりに基づいた建築行政の強化を図ることになりました。

### 大館市特定行政庁が取り扱う主な業務

- △特殊建築物（学校、店舗、旅館、共同住宅等）で、100平方メートルまでの建築確認業務
- △木造の2階建て以下で、延べ面積500平方メートルまでの建築物の建築確認業務

- △鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の平屋建てで、200平方メートルまでの建築物の建築確認業務

- △道路の位置の指定

- △木造在来工法、木質系プレハブの住宅金融公庫融資のための設計審査及び現場審査

- △申請はいずれも都市開発課で受け付けます

- ※確認申請手数料は、市の納入通知書により市へ納入してください

- ※申請はいずれも都市開発課で受け付けます



- 建物を建てるときは建築確認申請書を提出して、建築基準法に基づいた確認を受けてから新築した
- 2階建て住宅の住宅金融公庫融資の設計審査、現場審査は、これまでどおり都市開発課が申請受付窓口となり、北秋田土木事務所が取り扱います
- そのため都市計画の立案やその業務を進めている都市開発課が建築確認

- 間 都市開発課（内線342）